

輝けきくち

青少年育成推進員だより

問い合わせ先
菊池市教育委員会
生涯学習課内
☎0968(25)7232

先進地視察研修報告

青少年育成市民会議では8月27・28日の2日間、福岡県大牟田市や北九州市を訪れ、先進地視察研修を行いました。
1日目の三池カルタ歴史資料館に続いて、2日目は北九州市観光コンベンション課で研修しました。ここでは毎年、北九州市ふるさとかるた大会が行われています。



先進地視察研修に参加した青少年育成推進員と市民会議理事

北九州市ふるさとかるたは、「郷土のにぎわいづくりの土壌を育むためには、市民が郷土を深く知り、伝えていくことが大切」と考え、北九州市の観光スポットや食材、歴史などの題材で公募され、作られています。また、未来を担う子どもたち

が郷土への愛着や誇りを育むことを目的に、小学生から大会を開催しています。昨年の第3回大会には297チーム、891人が参加しました。本市の人が参加したの、参加児童の多さだけでなく、競技を始めるときの合図で必ず太鼓の音が鳴っていたことです。集中力を高める方法として大変参考になりました。(栗原康敬)

七城中学校訪問

青少年育成推進員と七城分室長が10月1日、七城中学校を訪問しました。

まず、各クラスの授業参観をしましたが、どのクラスも静かで、勉強に集中している子どもたちの姿を目にすることができました。その後、校長先生、教頭先生を交えて意見交換をしました。推進員からは、「授業の内容も変わってきたなあ」、「教室に38人の生徒がいいる、体格がいいので窮屈そうだった」、「小中1校ずつだと人間関係が固定化することで、トラブルはないか」



子どもたちは真剣な表情で授業に取り組んでいました

学校を花いっぱい ～泗水東小学校～

今年もたぐさんのコスモスやマリーゴールドの花が咲きました。泗水東小では「学校を花いっぱいにしましょう」を合言葉に、8月に6年生と保護者、地域の皆さんと、校庭や正門などに分かれ、花が咲くのを楽しみにコスモスの種をまきました。

3月にはマリーゴールド、7月にはサクラソウの種をまきました。マリーゴールドは6月に、保護者や地域のみなさんに配られました。サクラソウは来春、独居老人の皆さんに配布予定です。花に囲まれた学校、地域にな



保護者や地域の皆さんと種をまきました

限府の街に子どもたちの元気な声 ～菊池秋まつり～

今年も10月15日、秋晴れの下、通し物に出場する16団体が市民広場に集まりました。小中学校は2学期制になり、秋休みのため、子どもたちの元気な声は、今も昔も変わりなく菊池の空に響き渡りました。

菊池一族当主に扮した市長の発声とほら貝の音に合わせ、「工



菊池秋まつりで元気づく踊る子どもたち

イ・エイ・オー」と力強く氣勢を上げてみんなの心が一つに。北中・南中のブラスバンドに続き、美しく化粧したり法被姿やハロウィン風の衣装に着飾ったりして、大人、子ども約千人が限府の街に繰り出しました。
秋祭りに参加した子ども皆さん、大きくならたら思い出してください。「菊池の秋祭り」は楽しかったなあ」と。(荒木記代表)

つれづれなるままに

秋の訪れは、悠久の時の流れを刻んできた古都菊池の趣に彩られます。松崎子能に始まり、神幸・武者行列、菊祭りでは武者人形が登場しました。また菊池一族シンポジウムでは市民劇「菊池一族物語」の上演もありました。これには各界の名士のほか幼稚園児や少年少女合唱団も出演しました。

青少年育成市民会議と教育委員会共催で菊池ふるさとかるた史跡めぐりやわんぱくひろばも行われました。また12月にはいよいよ菊池ふるさとかるた大会も行われます。
これらへの関わりが菊池大好き人間を作り、菊池の明日を担う市民を育てるきっかけ作りになればと願っています。(江藤継書)

国民年金保険料の納め忘れは ありませんか？

「老後」と「もしも」のときに備えよう

今年も残りわずかとなり、みなさん、国民年金の保険料は納めましたか？

年金は、自分自身だけでなく世代間の助け合いです。未納のままでは、「老後」の年金はもらえること「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられない場合があります。このようなことがないように、保険料は必ず納めましょう。

●国民年金保険料の一部免除が承認された人へ

残りの一部保険料を納めなければ未納期間になります！

国民年金保険料の免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）が承認された人へは、残りの4分の1、半額、4分の3の保険料額の納付書が日本年金機構から送付

されますので、忘れずに必ず納付してください。

この一部保険料を納めない場合は未納期間となり、老後に受け取る年金（老齢基礎年金）や、障がいや死亡に対する年金（障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金）を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。

追納制度をご存知ですか？

一部免除期間（一部納付期間）や全額免除期間は、老齢基礎年金の額を計算する場合、定額納付された分を比べて少ない金額で計算されます。

国民年金には、10年以内に免除を受けた期間の保険料を納めることができる「追納制度」があります。追納をされることにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつきますので、早めに追納することをお勧めします。



「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」が発行されます

●年末調整・確定申告まで大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料国民年金保険料控除証明書」(はがき)が日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または、領収証書)を添付してください。

■11月上旬に送付の場合

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

年金出張相談の時間が変わりました！

10月から相談時間を延長し、午前9時30分から午後3時までに変更しています。事前に予約が必要。

- 午前①9時30分～10時5分 ②10時5分～10時40分
 - ③10時40分～11時15分 ④11時15分～11時50分
 - 午後⑤0時40分～1時15分 ⑥1時15分～1時50分
 - ⑦1時50分～2時25分 ⑧2時25分～3時
- と き 毎月第2・4週(祝日の場合は変更します)
と ころ 菊池市中央公民館